

令和2年11月16日	
資料提供	
担当課室	県民活動団体室
担当者	鈴木
電話(直通)	073-441-2092

## 特定非営利活動法人ころんを 認定特定非営利活動法人に認定しました！

このたび和歌山県において、特定非営利活動法人ころんを認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)に認定しましたのでお知らせします。

### 【認定NPO法人とは】

- NPO法人のうち、事業活動や運営組織等に関する要件を満たす法人について、特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁である県が認定を行います。
  - 認定NPO法人は、寄附を行った個人・法人及び認定NPO法人自身が税制上の優遇措置を受けることができます。
  - NPO法人への寄附を促すことでNPO法人の活動を支援するために設けられた制度で、本県では6件目の認定となります。
- ※認定の要件及び税制上の優遇措置の詳細は別紙をご覧ください

### 【法人概要】

- 法人の名称 特定非営利活動法人ころん
- 所在地 和歌山県田辺市下三栖1499番地82
- 代表者 理事長 小川 麻美
- 活動概要 地域の子どもひとりひとりが尊重され主体的な生活を送っていきけるような「生きる力」を身につけていくための支援を行い、療育に携わっている専門家を配置し、子どもの理解と個別支援を基盤として質の高いサービスを提供する。
- 認定期間 令和2年11月13日 から 5年間

和歌山県の認定法人数： 6法人(令和2年11月13日現在)  
全国の認定法人数：1,141法人(令和2年9月30日現在)

●認定の要件について

- ①パブリック・サポート・テスト(PST) (広く市民の支援を受けているかを判断する基準)に適合すること
  - ・実績判定期間における経常収入金額のうち寄付金等収入金額が20%以上であること
  - ・実績判定期間の各事業年度で、3000円以上の寄附者が年平均100人以上であること
- ②事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること
- ③運営組織及び経理が適切であること
- ④事業活動の内容が適正であること
- ⑤情報公開を適切に行っていること
- ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦法律違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること
- ⑨欠格事由に該当しないこと

●税の優遇措置について

- ①認定NPO法人に寄附をした個人に対する寄付金控除

〈所得税〉

所得控除: 寄附金合計額から2千円を引いた金額をその年の総所得金額から控除できる

税額控除: 寄附金合計額から2千円を引いた金額の40%相当額を所得税額から控除できる

※所得控除又は税額控除を選択可能 ※寄附金合計額は所得金額の40%が限度

〈個人住民税〉

寄附金合計額から2千円を引いた金額の10%を個人住民税額から控除

※寄付金合計額は所得金額の30%が限度

※県(4%)と市町村(6%)とも、条例で指定されている場合

→和歌山県は「県内に主たる事務所又は従たる事務所がある法人」を対象として平成23年9月県議会で制定済

- ②認定NPO法人に寄附をした法人の損金算入限度額の拡大

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入することができる

- ③相続財産を認定NPO法人に寄附した場合の相続税の優遇措置

相続又は遺贈により取得した財産を寄附した場合、その財産は相続税の計算に算入されない

- ④認定NPO法人のみなし寄付金制度

収益事業の所得を特定非営利活動のために支出した金額は、その収益事業からの寄付金とみなされる。算入限度額は収益事業の所得の50%または200万円のいずれか多い金額

詳しくは [https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04\\_3.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)

〈国税庁パンフレット「暮らしの税情報」－寄付金を支出したとき〉を参照ください

●認定の有効期間

認定の有効期間は所轄庁による認定の日から5年(有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として活動する場合は有効期間の更新を受ける必要がある)